

既存木造住宅耐震診断支援事業（県の支援事業）について

<趣旨・目的>

住宅の耐震性向上に関する県民の関心の高まりを踏まえ、特に、県の指定する緊急輸送道路の沿道区域や、避難地、避難路及び文化財建造物等を含む区域など市町村が防災上特に重要な区域に位置づけている区域においては、安全な地域づくりのための第一歩としての住宅の耐震診断を早急に普及させる必要がある。

このため、これらの限定された地域においては、耐震診断普及の呼び水として、市町村が行う普及のための事業に対し県がその費用の一部を負担する「耐震診断支援事業」を実施し、本事業により診断された住宅のデータを基に耐震診断・改修の一層の効果的な指導につなげていくこととする。

<事業概要>

市町村が古い木造住宅の所有者からの申請を受けて、耐震診断員（アドバイザー）を派遣する場合に、国とともに県もその経費の一部を助成する。

平成22年度からは、耐震診断受診者に対し耐震診断員が直接診断結果の説明を行い、耐震改修実施への誘導を図る。

・事業主体 市町村

・事業対象区域 次のような、耐震診断の促進が特に必要な区域

(1) 県の指定する緊急輸送道路沿道区域

(2) 市町村が以下の要件に該当する区域として指定する区域

① 避難地、避難路を含む市街地の区域

② 世界遺産及び文化財建造物等を含む市街地の区域

③ 木造住宅が密集する区域

④ その他市町村が防災上特に重要と考える区域

（※(2)に係る市町村は財政力指数0.7未満に限る）

・対象建築物 昭和56年の新耐震基準以前に建てられた木造住宅

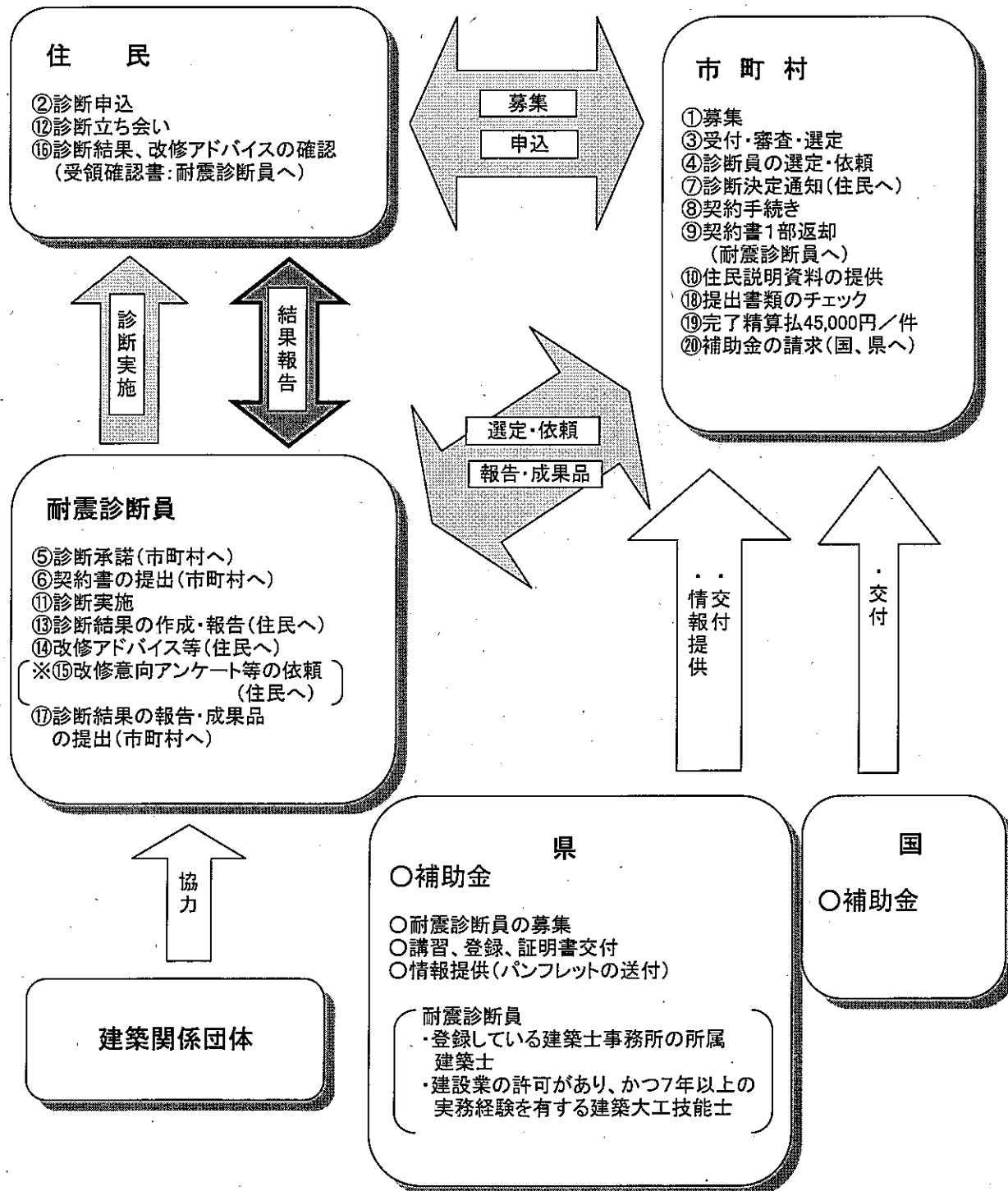
・費用負担 耐震診断技術者派遣費用45千円／戸

所有者	住民負担無し
国・県・市町村	1 / 1 (45,000円)
うち 国	1 / 2 (22,000円)
県	1 / 4 (11,250円)
市町村	1 / 4 (11,750円)

・事業規模 平成23年度は300戸分を助成（H23予算：3,375千円）

・耐震診断員 県が奈良県木造住宅耐震診断員登録を行い、その登録された技術者である。

奈良県既存木造住宅耐震診断支援事業 (事業フレーム図)



(注) ※⑮は、今後の施策の参考とするためのアンケート調査を実施する意向がある市町村の場合